

浦安市国際センターの設置及び管理に関する条例第13条の規定による使用料の減免に係る審査基準及び標準処理期間

浦安市国際センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第17号）第13条の規定による使用料の減免に係る審査基準及び標準処理期間は、次のとおりである。

## 1. 審査基準

使用料の減額又は免除は、次の場合に行う。

### （1）使用料を50パーセント減額する場合

ア 浦安市民をもって組織され、浦安市の国際化と国際親善に積極的に貢献し且つ市が補助している団体とする。

（ア）浦安市国際交流協会

イ 上記以外の団体が使用する場合で、内容が、国際交流又は国際協力を目的とするものであって、市又は市の機関が後援する催しに使用する場合

### （2）使用料の免除を行う場合

ア 使用する団体の内容が、国際交流または国際協力を目的とするものであって、市又は市の機関が主催し、又は共催する場合

## 2. 標準処理期間

10日

この審査基準及び標準処理期間は、平成18年4月1日から運用する。

この審査基準及び標準処理期間は、平成18年5月1日から運用する。

この審査基準及び標準処理期間は、令和4年12月1日から運用する。